

【 水質汚濁防止法施行規則第六条の二の規定に基づき環境大臣が定める検定方法 】

公布日：平成 1 年 08 月 21 日

環境庁告示 39 号

[改定]

平成 5 年 3 月 8 日 環境庁告示 18 号
平成 6 年 1 月 10 日 環境庁告示 3 号
平成 7 年 3 月 30 日 環境庁告示 18 号
平成 10 年 4 月 24 日 環境庁告示 20 号
平成 12 年 12 月 14 日 環境庁告示 78 号
平成 13 年 6 月 13 日 環境省告示 35 号
平成 20 年 4 月 1 日 環境省告示 43 号
平成 24 年 5 月 23 日 環境省告示 87 号
平成 26 年 3 月 20 日 環境省告示 42 号
平成 31 年 3 月 20 日 環境省告示 52 号
令和 2 年 3 月 30 日 環境省告示 35 号
令和 6 年 2 月 5 日 環境省告示 4 号

水質汚濁防止法施行規則(昭和四十六年總理府・通商産業省令第二号)第六条の二の規定に基づき、環境庁長官が定める検定方法を次のように定め、平成元年十月一日から施行する。

水質汚濁防止法施行規則第六条の二の環境大臣が定める検定方法は、別表の上欄の有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げるとおりとする。

附則

平成六年二月一日から施行する。

平成七年四月一日から施行する。

平成十三年一月六日から適用する。

平成十三年七月一日から施行する。

平成二十四年五月二十五日から施行する。

別表

(平六環序告三・全改、平七環序告一八・平一〇環序告二〇・平一二環序告七八・平一三環省告三五・平二〇環省告四三・平二四環省告八七・平二六環省告四二・平三一環省告五二・令二環省告三五・一部改正)

| 有害物質の種類 | 検定方法 | 備考 |
|---|--|-------------------------|
| カドミウム及びその化合物 | 日本産業規格K〇一〇二(以下「規格」という。)五十五に定める方法(ただし、規格五十五・一に定める方法にあっては規格五十五の備考一に定める操作を、規格五十五・三に定める方法にあっては規格五十二の備考九に定める操作を行うものとする。) | 一リットルにつきカドミウム〇・〇〇一ミリグラム |
| シアノ化合物 | 規格三十八・一・二(規格三十八の備考十一を除く。以下同じ。)及び三十八・二に定める方法、規格三十八・一・二及び三十八・三に定める方法、規格三十八・一・二及び三十八・五に定める方法又は昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「環境基準告示」という。)付表一に掲げる方法 | 一リットルにつきシアノ〇・一ミリグラム |
| 有機燐(りん)化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。) | 昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号(環境大臣が定める排水基準に係る検定方法)(以下「排水基準告示」という。)付表一に掲げる方法 | 一リットルにつき〇・一ミリグラム |
| 鉛及びその化合物 | 規格五十四に定める方法(ただし、規格五十四・一に定める方法にあっては規格五十四の備考一に定める操作を、規格五十四・三に定める方法にあっては規格五十二の備考九に定める操作を行うものとする。) | 一リットルにつき鉛〇・〇〇五ミリグラム |
| 六価クロム化合物 | 日本産業規格K〇一〇二ー三の二十四・三・一に定める方法(着色している試料又は六価クロムを還元する物質を含有する試料で検定が困難なものにあっては、日本産業規格K〇一〇二ー三の二十四・三・三・四のb)及び日本産業 | 一リットルにつき六価クロム〇・〇一ミリグラム |

| | | |
|---------------------|--|---|
| | 規格K○一〇二ー三の二十四・二（日本産業規格K○一〇二ー三の二十四・二・二は除く）に定める方法) 又は日本産業規格K○一〇二ー三の二十四・三・二に定める方法（ただし、塩分の濃度の高い試料を検定する場合にあっては、日本産業規格K○一七〇ー七の七のa）又はb）に定める操作を行うものとする。） | |
| 砒（ひ）素及びその化合物 | 規格六十一に定める方法 | 一リットルにつき砒（ひ）素〇・〇〇五ミリグラム |
| 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物 | 環境基準告示付表二に掲げる方法 | 一リットルにつき水銀〇・〇〇〇五ミリグラム |
| アルキル水銀化合物 | 環境基準告示付表三及び排水基準告示付表三に掲げる方法 | 一リットルにつきアルキル水銀〇・〇〇〇五ミリグラム |
| ポリ塩化ビフェニル | 環境基準告示付表四に掲げる方法 | 一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム |
| トリクロロエチレン | 日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法 | 一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム |
| テトラクロロエチレン | 日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法 | 一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム |
| ジクロロメタン | 日本産業規格K○一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法 | 一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム |
| 四塩化炭素 | 日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法 | 一リットルにつき〇・〇〇〇二ミリグラム |
| 一・二ジクロロエタン | 日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・一、又は五・三・二に定める方法 | 一リットルにつき〇・〇〇〇四ミリグラム |
| 一・一一ジクロロエチレン | 日本産業規格K○一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法 | 一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム |
| 一・二ジクロロエチレン | シス体にあっては日本産業規格K○一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあっては日本産業規格K○一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法 | シス体にあっては一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム、トランス体にあっては一リットルにつき〇・〇〇四ミリグラム |

| | | |
|----------------|---|-----------------------|
| 一・一・一トリクロロエタン | 日本産業規格K○一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法 | 一リットルにつき〇・〇〇〇五ミリグラム |
| 一・一・二トリクロロエタン | 日本産業規格K○一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法 | 一リットルにつき〇・〇〇〇六ミリグラム |
| 一・三ジクロロプロペン | 日本産業規格K○一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法 | 一リットルにつき〇・〇〇〇二ミリグラム |
| チウラム | 環境基準告示付表五に掲げる方法 | 一リットルにつき〇・〇〇〇六ミリグラム |
| シマジン | 環境基準告示付表六の第一又は第二に掲げる方法 | 一リットルにつき〇・〇〇〇三ミリグラム |
| チオベンカルブ | 環境基準告示付表六の第一又は第二に掲げる方法 | 一リットルにつき〇・〇〇二ミリグラム |
| ベンゼン | 日本産業規格K○一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法 | 一リットルにつき〇・〇〇一ミリグラム |
| セレン及びその化合物 | 規格六十七・二、六十七・三又は六十七・四に定める方法 | 一リットルにつきセレン〇・〇〇二ミリグラム |
| ほう素及びその化合物 | 規格四十七に定める方法 | 一リットルにつきほう素〇・二ミリグラム |
| ふつ素及びその化合物 | 規格三十四・一（規格三十四の備考一を除く。）、三十四・二若しくは三十四・四（妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十ミリリットル、りん酸六十ミリリットル及び塩化ナトリウム十グラムを溶かした溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K○一七〇一六の六図二注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。）に定める方法又は規格三十四・一・一C)（注 ⁽²⁾ 第三文及び規格三十四の備考一を除く。）に定める方法及び環境基準告示付表七に掲げる方法 | 一リットルにつきふつ素〇・二ミリグラム |
| アンモニア、アンモニウム化合 | アンモニア又はアンモニウム化合物に | アンモニア又はアンモニウム |

| | | |
|-----------------|---|--|
| 物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 | あっては規格四十二・二、四十二・三、四十二・五、四十二・六又は四十二・七に定める方法（ただし、四十二・二、四十二・六又は四十二・七に定める方法により測定する場合において、規格四十二・一 c)の蒸留操作を行うときは、規格四十二の備考二及び備考三に規定する方法を除く。）により検定されたアンモニウムイオンの濃度に換算係数〇・七七六六を乗じてアンモニア性窒素の量を検出する方法、亜硝酸化合物にあっては規格四十三・一に定める方法により検定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数〇・三〇四五を乗じて亜硝酸性窒素の量を検出する方法、硝酸化合物にあっては規格四十三・二・五又は四十三・二・六に定める方法により検定された硝酸イオンの濃度に換算係数〇・二二五九を乗じて硝酸性窒素の量を検出する方法 | 化合物にあっては一リットルにつきアンモニア性窒素〇・七ミリグラム、亜硝酸化合物にあっては一リットルにつき亜硝酸性窒素〇・二ミリグラム、硝酸化合物にあっては一リットルにつき硝酸性窒素〇・二ミリグラム |
| 塩化ビニルモノマー | 平成九年三月環境庁告示第十号（地下水の水質汚濁に係る環境基準について）付表に掲げる方法 | 一リットルにつき〇・〇〇〇二ミリグラム |
| 一・四一ジオキサン | 環境基準告示付表八に掲げる方法 | 一リットルにつき〇・〇〇五ミリグラム |

(注) この表の中欄に掲げる検定方法により上欄に掲げる有害物質を検定した場合において、「当該有害物質が検出されること」とは、同表の下欄に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。